

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成24年3月定例会

会 議 録

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

## 平成24年3月定例会

1. 招集の日時 平成24年2月9日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合  
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成24年2月9日 午前10時  
散 会 平成24年2月9日 午前11時35分
4. 出席議員の氏名 議 長 鈴木 唯夫  
副 議 長 山崎 剛  
2 番 椎名 義光  
3 番 加瀬 芳廣  
5 番 行木 光一  
6 番 佐藤 悟
5. 地方自治法第121条の規定による出席者  
管 理 者 太田 安規  
副 管 理 者 菅澤 英毅  
会 計 管 理 者 林 明敏  
事 務 局 長 小川 秀文  
事 務 局 次 長 石橋 清  
匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長 鈴木 康伸  
多 古 町 生 活 環 境 課 長 宇井 栄  
横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長  
環 境 班 萩原 浩己
6. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名  
主 査 柴田 義道

## 7. 議 事 日 程

日程第1 開 会

日程第2 仮議席の指定

日程第3 議長の選挙

日程第4 議席の指定

日程第5 会期の決定

日程第6 会議録署名議員の指名

日程第7 副議長の選挙

日程第8 議案（第1－3号）の上程

議案第1号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 閉 会

## 8. 会議に付した事件

議案第1号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

## 9. 議 事 の 経 過

【開会：午前10時】

事務局長 皆さん、おはようございます。本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成24年3月定例会に御参集頂きまして誠にありがとうございます。

本定例会は、現在、正副議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により進めさせて頂きたいと思えます。

地方自治法第107条、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので出席議員中、加瀬芳廣議員が年長でありますので、ここで御紹介申し上げます。

加瀬芳廣議員、議長席の方にお着き頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

臨時議長 おはようございます。ただいま御紹介を頂きました加瀬芳廣でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。各位の御協力をお願い致します。

開会に先立ちまして、新たに組合議員になられた方に、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議がないようでありますので、匝瑳市の議員の自己紹介をお願いいたします。

仮議席番号の若い順にお願いいたします。

行木議員 匝瑳市議会の行木と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤議員 佐藤悟です。よろしくお願いいたします。

山崎議員 山崎剛です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 以上で、新議員の自己紹介が終わりました。

臨時議長 これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成24年3月定例会を開会いたします。なお、本日は、全議員出席であります。出席ですので議会

は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

なお、本日都合により、横芝光町環境防災課長が出席できないため萩原浩己班長を代理出席させる旨、横芝光町長職務代理者から通知がありましたので御了承お願いいたしたいと思っております。よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承願います。

議案の配布漏れはございませんでしょうか。

(「なし」の声)

臨時議長　それでは、直ちに会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。去る2月6日に齊藤隆町長が御逝去なされました。誠に哀悼痛惜のきわみに耐えられません。ここに、亡き齊藤隆町長の御冥福をお祈りし、謹んで黙禱を捧げたいと存じます。

全員御起立をお願いいたします。

臨時議長　黙禱初め。

(黙禱)

臨時議長　黙禱を終わります。ありがとうございました。

ここで申し上げます。齊藤隆町長の御逝去につきまして、太田管理者から追悼の発言の申し出がありましたのでこれを許します。

管理者　皆様、おはようございます。

ただいま、議長の方からお許しを頂戴いたしましたので、哀悼の言葉を述べさせて頂きたいと思っております。

横芝光町長、齊藤隆様のあまりの突然の訃報にただただ驚いておるところであります。まだ、お別れの式も済まないところでありまして、大変困惑しておるところでございますが、お許しを頂きまして、哀悼の言葉を申し上げさせて頂きたいと思っております。

齊藤さんは、平成15年4月に、これまでの一住民の立場から町民の代表である町議会議員に初当選され、さらに平成22年4月には、住民の皆様の期待を受け横芝光町長となりました。

今も、お会いしてお話をした在りし日の姿が思い浮かびます。

若き指導者として、その志も高く行政に対する並々ならぬ思いをお持ちであり大きな期待を寄せておりました。

当組合の運営につきましても議長として御尽力を頂いたところであり、また、隣の首長として、さらなるお力添えを頂くつもりでおりました。誠に無念でなりません。

ここに改めまして、齊藤さんの御遺徳と数々の御功績に感謝を申し上げますとともに謹んで哀悼の意を表し議員の皆様とともに心から御冥福をお祈り申し上げ哀悼の言葉といたします。

臨時議長 日程第2、議事進行上、「仮議席」を指定いたします。

「仮議席」は、ただいま御着席の議席といたします。

臨時議長 日程第3、議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

議長の選挙が議題となっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長 異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長 異議なしと認め、臨時議長より指名することに決定いたしました。

議長に鈴木唯夫議員を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木唯夫議員は退席をお願いいたします。

(鈴木唯夫議員 退席)

臨時議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました鈴木唯夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木唯夫議員が議長に当選されました。

鈴木唯夫議員、議場にお入り下さい。

(鈴木唯夫議員 着席)

臨時議長 ただいま、鈴木唯夫議員が議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

ただいま議長が選出されましたので、臨時議長の職務を全部終了させて頂き、鈴木議長と交代いたします。

それでは、鈴木議長、議長席にお着き下さい。

議長 ただいま皆様の御推薦を頂きまして、議長に就任いたしました鈴木です。よろしく、議事進行には協力をお願いしたいと思います。

議長 それでは、議席の指定を行います。

日程第4、議席の指定を行います。

ただいま着席されている仮議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもって御了承願います。

議長 会期の決定であります。日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

議長 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。  
加瀬芳廣議員と山崎剛議員の両名を指名いたします。

議長 日程第7、副議長の選挙を議題といたします。  
お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっておりますが、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議長より指名することに決定いたしました。  
副議長に山崎剛議員を指名いたします。  
地方自治法第117条の規定により、山崎剛議員は退席をお願いいたします。

(山崎剛議員 退席)

議長 お諮りいたします。  
ただいま指名いたしました山崎剛議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)



議 長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎剛議員が副議長に当選されました。

山崎剛議員、議場にお入り下さい。

(山崎剛議員 着席)

議 長 ただいま、山崎剛議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

副議長が選出されました山崎剛議員より、御挨拶をお願いいたします。

山崎議員 謹んでお受けいたします。未熟者ですが、よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして日程第8、これより議案第1号から議案第3号について、一括上程にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、異議なしと認め、一括上程といたします。

議 長 日程第9、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

管 理 者 はい、議長。

議 長 管理者。

管 理 者 皆様、おはようございます。

平成24年3月定例会開催にあたりまして議員の皆様方におかれましては、公私にわたり御多忙中のところ、御出席頂きまして誠にありがとうございます。

平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合予算等の提案理由に先立ちまして、組合運営の現状について御報告申し上げます。

昨年、3.11の東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけて甚大な被害をもたらしました。当組合管内においても多くの建物被害が発生したところであり、復興支援のため、当組合においても大量の災害ごみを受け入れてまいりました。時間の経過とともに搬入量も減少してきている状

態であります。終息に至るには、まだまだ若干の時間を要するものと考えております。

また、焼却灰等の処分に関しては、新たな対応策として平成24年1月1日から特別措置法が施行になりました。当施設における焼却灰の放射性物質調査につきましては、基準値を下回る結果となっておりますが、今後も継続的に実施して参りたいと思っております。

さて、現代は大変豊かで便利な社会となった反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、地球温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしておりますことから、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けて、私たち一人ひとりがライフスタイルを大きく見直し、確固たる意志を持って行動していかなければならないと思うものでございます。

今後とも、構成市町との連携のもと、容器包装類や古紙類など、資源物の分別の徹底を図るなど、なお一層の3R活動の推進により、快適な生活環境の保全に努めてまいります。

次に、施設の状況でございますが、当組合の基幹施設となる松山清掃工場は、昭和59年の稼動開始から27年が経過しておりますことから、施設の老朽化が著しく、経年劣化や損傷により、年々修繕箇所も増えてきている状態にあります。定期的な点検、清掃及び補修を適切に行い、施設の延命化に最善の努力を払っているところでございます。

なお、現在東総地区の3市で進めております。広域ごみ処理施設の建設計画につきましては、関係市で協議、検討を重ね早期建設に向けて鋭意努力しているところでございます。

ここで当組合の事業につきまして、御報告申し上げます。

まず、火葬場事業であります。山桑メモリアルホールの火葬場及び式場の利用状況であります。平成22年度の火葬場利用件数は、1,062件で、前年度より76件の増、式場利用件数は111件で、前年度より8件の増となっております。

今後も、より一層住民の皆様に快くご利用いただけますよう努めてまいります。

次に、清掃事業であります。平成22年度のごみ総収集量は1万5,726トンで、前年度より11トン増となりました。

この処分内訳は、焼却処理で1万3,574トン、埋め立て処理で406トン、組合再利用で1,746トンであります。

ごみ関係につきましては、今後の社会経済情勢の変化により変動が予想されますので、ごみの減量化に努めてまいります。

なお、平成24年度予算編成に当たりましては、当組合の歳入の大部分を構成市町の負担金に依存しており、長引く景気低迷による構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、既存業務の効率化、合理化による経費節減に努めることを念頭に編成したものであります。

議員各位をはじめ構成市町の皆様方におかれましても、更なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出します案件は、議案3件でございます。

ただいまから、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億5,362万7千円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款分担金及び負担金5億2,002万4千円、2款使用料及び手数料1億5,636万4千円、3款財産収入1,582万円、4款繰入金6千万円、5款繰越金100万円、6款諸収入41万9千円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費12万7千円、2款総務費1億1,840万円、3款衛生費4億8,384万7千円、4款公債費1億4,825万3千円、5款予備費300万円であります。

議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

本案は、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る、関係市町別の負担金割合及び金額を匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第16条第2項の規定により定めるために、提案いたしました次第であります。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるために、提案いたしました次第であります。

以上、提案理由の説明させていただきました。慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

この際、お諮りいたします。

これより、日程第10の質疑に入りますが、上程されました議案3件は逐条審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 異議なしと認め、逐条審議といたします。

お諮りをいたします。議案第1号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてを議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

事務局長 はい、議長。

議長 事務局長。

事務局長 それでは、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の説明をさせて頂きたいと思います。

まず、予算書1頁をお開き頂きたいと思います。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算総額をそれぞれ753,627千円と定めるものでございます。平成23年度と比較しますと25,356千円、3.5%の増となっております。

次に、2頁を御覧頂きたいと思います。歳入予算、第1款の分担金及び負担金から第6款の諸収入までと3頁を御覧ください。歳出予算、第1款議会費から第5款予備費までを記載したもので第1条の款項別の内容となります。

詳細説明につきましては、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書により御説明をさせて頂きます。

6頁をお開き頂きたいと思います。歳入、第1款分担金及び負担金でございしますが、平成23年度に比較し、31,714千円、5.7%減で520,024千円を計上しました。

市町別の負担割合につきましては、記載のとおりでございます。詳細な内容につきましては、議案第2号に上程されておりますので省略させて頂きます。

続きまして第2款使用料及び手数料ですが、平成23年度に比較し207万円1.3%増で156,364千円を計上しました。

この内、第1項使用料、第1目火葬場使用料、平成23年度に比較し20万円、0.8%増で24,912千円を計上しました。内容については、記載のとおりでございますが、式場利用の夜間使用料、これが平成23年度実績を参考に20件増ということで40件を見込んだ内容のものです。

次に、第2項手数料、第1目ごみ収集処理手数料ですが、平成23年度に比較し187万円、1.4%増、131,452千円を計上いたしました。この内、第1節ごみ収集処理手数料これは、ごみ袋の売払い代金に係る手数料と自家搬入として個人の方が持込みする分と粗大ごみ特別収集処理手数料の内容となります。平成23年度に比較しまして192万円、2.4%増の8,188万円を見込みました。

増額は、ごみ袋、袋代金のかかる手数料を見込んだものでございまして粗大ごみ特別収集手数料につきましては、23年度と同額ということでございます。

第2節自家搬入ごみ処理手数料これは、許可業者及び一般搬入分のごみ処理分の手数料それと家電リサイクル分の処理手数料となります。平成23年度に比較し5万円、0.1%減、49,572千円を見込みました。

減額につきましては、家電リサイクル分の冷蔵庫と洗濯機につきまして減額となる見込をしたものでございます。

次に第3款財産収入ですが、平成23年度に比較し5百万円増の1,582万円を計上しました。内容は、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節基金利子、平成23年度と同額の50万円を見込みました。

7頁を御覧頂きたいと思います。第2項財産売払収入、第1目物品売払収入、平成23年度に比較し、5百万円増1,532万円を見込みました。内容ですが資源ごみ有価物売払代金1,080万円と段ボール等売払代192万円、これにつきましては直近の決算年度で見込み、見込んでおります。

ペットボトル売払代金でございますが、260万円、これにつきましては23年度上半期実績で見込んでおります。

続いて第4款繰入金ですが、平成23年度と比較し5千万円増の6千万円を財政調整基金から繰入金として計上しました。

次、第5款繰越金でございます。繰越金につきましては、平成23年度

と同額の百万円で計上しました。

続いて、第6款諸収入でございますが、平成23年度と同額の419千円として計上しました。内訳は、第1節預金利子10万円と第2節雑入の319千円でございます。雑入については、保険取扱い手数料、自動販売機電気料等になります。以上が歳入の説明とさせていただきます。続いて歳出について御説明申し上げます。

8頁を御覧頂きたいと思えます。第1款、歳出、第1款議会費でございますが、平成23年度と同額の127千円を計上させていただきました。

次に第2款、総務費でございますが、第1項総務管理費平成23年度に比較し2,023千円、1.7%の増11,840万円を計上しました。

主な理由としては、8頁と9頁に記載された内容でございますして職員13名分の給料、共済費等の定期昇給分の増額を見込んだものでございます。人勧分による給与改定分は見込んでおりません。

10頁を御覧頂きたいと思えます。第2項監査委員費でございますが、平成23年度と同額の26千円を計上いたしました。

主な内容は、年2回の監査における監査委員の報酬と旅費等でございます。

次に第3款衛生費でございますが、平成23年度に比較し57,297千円、13.4%の増483,847千円を計上しました。内訳は、火葬場事業費と清掃事業費となります。第1項火葬場事業費、平成23年度に比較し9,923千円、17.9%増65,212千円を計上いたしました。

主な内容は、第11節需用費でございますが、平成23年度に比較し5,133千円、34.5%増の2,002万円を計上しました。内燃料費7,272千円、これにつきましては、LPガス、ガソリン、軽油を使用しておりますして主には火葬時におけるLPガスの使用量でございます。54,000kg、7,201千円を見込んだものでございます。

次に修繕費ですが、5, 119千円、平成23年度に比較しまして3, 559千円増を見込みました。内1百万円を超える修繕としまして2本、320万円になりましたが、火葬炉台車ブロック4台分に係る修繕と主燃炉天井アーチに係る修繕を見込みました。

50万円以上の百万円未満の修繕、これを2本見込みました1, 428千円でございます。内容は、ガス均圧弁交換による修繕と主燃炉バーナー交換による修繕という内容でございます。

50万円以下の修繕につきましては2本で491千円を見込みました。内容につきましては、待合ロビーカーペット張替それと障子張替を見込んだものでございます。

次に光熱水費でございますが18万円増の6, 618千円を見込みました。これにつきましては、電気料の増額を見込んだものでございます。

水道料につきましては、23年度と同額ということで見込んでおります。

次、第13節の委託料でございますが平成23年度に比較し706千円、1.9%減の35, 835千円を計上しました。主な内容は、記載のとおりで受付運営・火葬業務委託は平成23年度と同じく火葬業務の内容が3名、受付事務が3名による業務委託となります。29, 106千円を予算計上しております。

百万円を超える主な業務委託としましては、施設警備業務委託1, 182千円これは、夜間の機械による警備と通夜のある日のみの17時から22時までの常駐警備という内容でございます。

次に施設定期清掃業務委託1, 744千円これは、受水槽清掃及び検査を含み月1回の施設の清掃業務委託となります。

11頁を御覧頂きたいと思えます。植栽整備業務委託でございますが百万円を見込んでおります。

施設外の植栽整備関係で東入口の道路センターの植栽から駐車場周辺あるいは、北側散策路沿いの植栽整備となります。



百万円未満の主な委託業務でございますが、施設に係る浄化槽及び消防防災設備の保守点検等の業務委託で2,443千円、新規の業務委託分としては36万円、山桑メモリアルホールの火葬時の煙突から排出される成分を分析する調査業務でございます。

第14節使用料及び賃借料でございますが、平成23年度に比較しまして128千円、15.9%増の935千円で計上しました。

この増になった分につきましては、新規のコピー機を賃借料するものがございます。現在、ファックスの故障により受付業務につきましては、業者から枚数単価で借りている状況にあるため、また、修理部品等の調達が難しく修理ができなくなっているファックスになっておりまして、これを賃借で計上いたしました。

その他は、平成23年度と同じ内容となります。

第15節工事請負費、外構土留工事として5,534千円を新規で計上いたしました。内容は、施設北側散策路に接する場所で現在、木柵による土留めの部分になっておりまして、これまでも部分修理で対応していましたが全体的に腐食が進みまして、このまま放置すると崩れて危険なため木柵からコンクリート製のL型柵渠に交換する工事でございます。

長さが約60m、1枚当たりの柵渠の高さにつきましては、1.2m～1.7mのものを使用したいというように見積もっております。

第18節備品購入費につきましては、老朽化した破損しているお清め台他2点の備品購入で115千円を計上しました。お清め台につきましては69千円、角の欠損、表面板の剥離、前面の貼付物の剥離が激しいため10年使用しておりますので、これを交換するものがございます。

次にプリンターでございますが16千円、現在使用の物の故障が多くなっているため、修理部品の調達も日数がかかり事務効率の改善を図って行くということでプリンターを新規に購入したいというものがございます。

それと高圧洗浄機でございますが、職員で現在、清掃作業を実施してお

りますが、施設内外の清掃作業効率を上げるために今回、高圧洗浄等を購入したいということで見込んだものでございます。

次に第2項清掃事業費、第1目塵芥処理費でございますが、平成23年度に比較し47,374千円、12.8%の増、418,635千円を計上いたしました。

主な内容でございますが、第11節需用費152,084千円を見込み、計上いたしました。その中の主な内容としましては、消耗品でございますが38,334千円を見込んでおります。消耗品の中身につきましては、ごみ袋作成費及び焼却炉や処分場で使用する薬品、これが主なものになります。

ごみ袋の作成費としましては、1,172万円、平成23年度に比較し可燃用ごみ袋大40万枚、可燃用ごみ袋小10万枚、資源用ごみ袋小20万の増分を見込んだものでございます。また、薬品単価の見直しにより増となっております。さらに一般用消耗品でエコバックの作成ということで管内の小学4年生の施設見学時にごみの減量化等の意識改善をPRすることを目的として配布しております。

平成23年度も管内の19校から小学4年生514名が施設見学に訪れております。学校教育の一環として社会科見学を実施されるようですので、御協力を含めてごみ減量化等のPRを平成24年度も継続で予算を計上したものでございます。

次に燃料費でございますが9,269千円、これにつきましては、A重油、軽油、LPガスを見込んだもので、A重油の単価に付いては見直しを行っております。

印刷製本費624千円を計上いたしました。これは、資源用袋の小の分ですが、これが新たに追加されることによりまして、ごみの出し方のチラシを改める必要がありまして新規に作成するものでございます。また、この資源用袋が納入通知書にも影響いたしますので、それらを作成する費用

ということでございます。

次に、光熱水費でございますが3, 380万円を計上してございます。電気料と水道料を見込んでおります。

修繕費は7千万円を計上しました。主な内容は、プラントの修繕と破碎機スクリーロールの修繕及びユンボやブルドーザ等の車両関係の修繕になります。

プラント修繕で行きますと63, 009千円、主な修繕費の負担になります。プラントにつきましては修繕費の約90%を見込んでおりまして、ごみ受入設備から燃焼設備、排ガス処理設備、排水処理設備、通風設備、灰出設備とごみ処理がこれらの施設を通りながら行われる訳ですけれども、その各設備に様々な機械部品が使われておりまして順調かつ継続的に問題なくごみ処理を行うための修繕費で見込んでおります。

破碎機スクリーロール補修5, 691千円でございますが、これにつきましては、一般廃棄物選別施設に設置してある直接搬入される粗大ごみの破碎を行う機械の修繕費でございます。

スクリーを回転させて破碎していくものですが、様々な粗大ごみが破碎するために故障も多くなってきておりまして修理費も多くなって来ている現状でございます。それと最終処分場水処理施設の修繕としまして70万円を見込みました。それとタイヤショベル等の車両関係に係る修繕で約60万円を見込んだものでございます。

第12節役務費12, 051千円を見込み計上してございます。

ごみ収集袋販売手数料になりまして252万円、ごみ袋の販売店の購入に対しまして消費税分を手数料としているものでございます。また、百万円以上の事業につきましては、2事業で667万円でございます。これにつきましては、電気集塵機や煙道清掃手数料、煙突の清掃手数料で520万円、循環水槽他清掃手数料で147万円を見込んでおります。その他百万円以下の事業につきましては、9事業2, 861千円を見込んでおりま

す。

次に第13節委託料12頁から13頁になりますけれども205,252千円を計上いたしました。主な内容ですが百万円を超える事業としましては、最終処分場水処理施設保守管理業務委託としまして毎週実施しております定期点検、これを依頼したものでございます。

次に一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託150万円、これにつきましては、松山清掃工場から排出される排ガスやごみ質等の他、最終処分場流入水等の成分分析業務委託しているものでございます。

次に松山清掃工場周辺環境調査業務委託114万円、これにつきましては、施設周辺の土壌及び水質を調査するものでございます。

次に松山清掃工場排水処理ポンプ点検整備業務委託120万円、これは施設にあります16台のポンプの分解整備を業務委託するものでございます。

次に粗大ごみ破砕機点検整備業務委託でございますが2,229千円、これにつきましては、年1回の保守点検ということでございます。

次にごみ収集処理業務委託94,681千円、可燃ごみ収集等の処理業務委託、それと粗大ごみ特別収集業務委託でございます。それと資源ごみの収集処理業務委託になります。

今回、新規業務事業としまして直営で実施してきました匝瑳市中央部の収集業務委託について新たに計上してございます。

これまで当組合管内を、4ブロックに分けて3ブロックにつきましては、すでに平成20年度から可燃ごみ等の収集業務委託等を委託して来ております。

計画的に進めてきました収集業務委託について今回、匝瑳市中央部を過去の実績等を参考に積算しまして予算計上したものでございます。予算につきましては、約650万円を見込んだものでございます。

その他資源ごみ収集処理、運搬業務委託の単価の見直し等を行ったとこ

ろでございます。

一般廃棄物仕分等業務委託で2,057千円、これにつきましては、シルバー人材に現在委託しておりますが、一般廃棄物選別施設において直接搬入ゴミの仕分け作業及び草刈り等の単純労務作業を業務委託しているものでございます。

次に松山清掃工場運転管理業務委託4,515万円、これにつきましては、平日8時～17時00分まで作業員2名、それと土・日の16時30分～翌日の0時30分まで作業員5名による焼却業務を委託しているものでございます。

次に焼却灰運搬業務委託、5,634千円、これにつきましては、焼却灰を処理業者に委託している訳ですが当施設から処理業者までの運搬業務を委託するもので、現在、2社に業務委託しております。

次に焼却灰処理業務委託46,505千円、内容につきましては、現在は市原エコセメントを除く2社に処理業務を委託しております。

平成23年度からリスク分散により3社に業務委託しておりましたが、御承知のとおり、内1社、千葉県内の市原エコセメントが、今回の震災による放射能の関係で業務が停止している状態です。現在は、2社で対応ができていますので問題なく稼働している状況にあります。

委託している2社につきましては、茨城県の中央電気工業と埼玉県の高玉ヤマゼンという業者になります。

この他、平成24年1月1日より特別措置法が完全施行になりまして排出する焼却灰の測定が義務化されました。

結果を国に報告することになりまして概要は、放射性物質セシウム134と137の測定になります。

排出の度に測定を実施することになりまして現在1週間に1回から2回、多き時には3回ということでそれを規則的に測りながら排出して行くということになります。

基準値につきましては、8千ベクレル以下になっていることが条件ですので、この範囲を超えてしまいますと処分できなくなりまして一時保管という状況になりますが、現在当施設に於いては、放射線量が非常に低く、これにつきましても国の方に申請をいたしまして報告義務について免除が認められました。しかしながら調査、測定につきましては、継続的に進めて行きたいというように思っております。

検査業務委託につきましては、中外テクノスという会社に業務委託をしまして1回1万円、着払いの宅急便を活用して現在行っております。

その他百万円未満の内容につきましては、ダイオキシン類、排ガス測定分析業務他9事業ということで4,106千円を見込んでおります。

次に第14節使用料及び賃借料1,103千円でございますが、主な内容としましては、先ほど修繕の時に御説明させて頂きました、粗大ごみ破碎機内にあるスクリーロール3本ある訳ですが、これを点検するにあたり、外しましてその代替用として賃借するものでございます。

第15節工事費45,071千円、内容ですが送風機のインバータ設置工事43,071千円それと最終処分場の埋立地の壁面盛土工事2百万円これを見込んだものでございます。

現在稼働している3基の送風機というものがございまして、これが流動用押込送風機、それと炉温調節用送風機、それと誘引送風機、この三つがございまして。

この内の誘引送風機につきましては、調査の結果、費用体効果が見込めないことから、他の2基、流動用押込送風機と炉温調節用送風機、これに付いて整備したいということでございます。

工事の概要につきましては、2基の送風機にインバータを設置し節電効果を見込んだ電力対策のための整備を見込んでおります。昨年3月11日の震災後、昨年の夏期に発生しました使用電力の15%削減、これを求められまして住民への協力依頼等非常に厳しい状況の中、当施設においては

業務を進めておりました。

福島第1原発事故に伴う電力供給の異常事態ということでございましたが、これにつきましては、今年度も不安はまだ、解消されていないという判断のもと予断を許さない状況で認識しているところでありまして、当施設の管理において焼却業務が停滞すること、これにつきましては、住民生活に直接、影響がでることから絶対に避けて行きたいという考えがございました。また、今回の整備につきましては、CO<sub>2</sub>の削減効果ということでも試算を見込んでおりまして、年間217tの温室排ガスの抑制にもつながると見込んでいるところでございます。

今後の安定した業務の遂行とCO<sub>2</sub>削減効果、これを見込みまして今回の予算計上したものでございます。

工事の内容につきましては、流動用押込送風機と送風機につきましては、整備箇所は2箇所、2基目につきましては炉温調節用押込送風機につきましては、整備箇所2箇所それぞれにインバータ機能を持たせる工事でございます。不必要な電力負荷を自動的に軽減しまして節電効果を図るものでございます。

工事期間としましては、約7か月間を要すると見込んでおりまして、発注から部品の完成までを5か月、焼却業務の支障のないように配慮しながら工事を進めるため設置取付工事につきましては4か所で約2か月を見込んでおります。

工事の進捗状況によりましては、短縮するものと考えられますが、これらにつきましては節電の効果となりますが、現在の電気料契約料から試算しますと現在465kwhということで契約いたしてありまして年間支払額が約23百万円になっている。この機械の導入によりまして約30%の削減効果を安定的に見込めるというように試算しております。

節電効果でございますが、流動用押込送風機につきましては、年間460万円、炉温調節押込送風機につきましては、年間219万円ということ

で約679万円を試算では見込んでおるところでございます。

次に最終処分場整備工事ということで2百万円を見込みました。

これにつきましては、漏洩防止シート保護によることを目的として行うもので、最終処分場の埋立地の法面約50cmの幅で長さ220m、高さ5mの間を盛土によりまして整備するものというように内容でございます。

使用する土につきましては、現在当施設の方で管理しておりまして、それを550m<sup>3</sup>ですか、この土を使用して、自前で確保してあるものを使用して整備を図って行きたいというように考えております。

次に第18節備品購入費18万円、内容につきましてはゴミ袋用倉庫、今ストックをしてある訳ですけれども、この倉庫が屋根の腐食が進みまして雨漏りが激しくストックしてあるゴミ袋に影響がでて商品価値がなくなる恐れがあるため、今回新たに購入したいというものでございます。

それと洗濯機1台、21年度に購入しましてまだ、新しいという印象はあるんですが、作業着等毎日、洗うということから劣化もやはり激しく故障が多いということでこれらの二層式の洗濯機、1台3万円を新規に購入するものでございます。

それと第19節負担金補助及び交付金316千円、内容につきましては、基礎・管理課程講習ということで負担金が116千円。平成24年度、1名職員を講習に参加させる予定で、日数は10日間という予定になります。

その他20万円、汚染負荷量賦課金8万円、北総東部土地改良区負担金9千円、環境保全協力金111千円という内容でございます。

第27節公課費10万円、内容は、自動車重量税3台分のもので制度改正によるものでございます。

以上が歳入、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算ということになります。説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局長の説明が終わりました。

事務局長 失礼しました。第4款、説明をさせていただきます。



次、第4款でございますが、公債費、第1項一般公債費、平成23年度に比較し33,964千円、18.6%の減148,253千円を計上いたしております。内容につきましては、ごみ処理施設整備事業の2償還が平成23年度で終了することによる減額でございます。

内訳としましては、第1目元金、平成23年度、失礼いたしました。

第23節償還金利子及び割引料でございますが、3,205万円、18.5%減の141,085千円となります。

それと第2目利子でございますが、第23節償還金利子及び割引料1,914千円、21.1%減の7,168千円になります。

14頁を御覧頂きたいと思います。第5款でございますが、第5款予備費3百万円、平成23年度と同額を見込み計上させて頂きました。

以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局長の説明が終わりました。

質疑を行う前に予め申し添えます。

会議規則第46条により1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

椎名議員 はい、議長。

議長 はい、椎名議員。

椎名議員 はい、私、この負担金、分担金及び手数料、基金の関係ですね、取崩し  
の関係ですね、それと放射線測定の問題について質問したいと思います。

まず、負担金については、前年比でも下がっております。

それから過去3年間を見ても減少しているということで色々な公債費等の減もあるというような理由もあると思いますが、負担金が減っている一方で、ごみ収集手数料これについては、ここ3年間平均して見ても増え

ております約35百万円位は増加しているということで、これ同じ税の使い方の問題になるかと思えますけれどもまあ減少的にみれば住民が2重といいいますか、受益者負担という形で負担する分が増えていて基本的な財源である負担金が減少しているということで、これは住民から見ればちょっと問題があるのでは無いかと思うのですが、自分たちの負担分が増えていて自治体の負担分が減っていると、これは同じような形にすべきだとこの手数料をそのままにすれば、するんであれば自治体の負担分を減少させないで基金に積んで行くというようにしてこの施設について安定した財源を確保するという目標を持つべきであると思えます。

そこで基金の取り崩しが6千万円ということで前年比でも5千万円増えているとこれはここで取り崩さないでこれを負担金で負担して基金を残して行くのが筋といいいますか、今後この施設を運営し行くには必要なことでは無いかと私は思うのですけれども、そういった基本的な財源のやり取りについてどうなのかいうところをお聞きしたい訳です。

それからですね、放射線測定について焼却灰の毎回の検査をすると継続して行くことですが、報告は免除されたということですがけれども1回に1万円かかると今、東電の損害賠償請求等では農家や業者などの購入した測定費用、装置、費用については賠償の対象になっていて100%認められているという状況がありますので、こうした関係から見て、この財源としてそういった東電の賠償を充てるべきでは無いといったこともありましてその点どの様になっているのか伺いたいと思えます。

よろしくお願ひ致します。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局長。

事務局長 ただいま、椎名議員より御質問がございました。まず、分担金及び負担金という考え方、あるいは手数料の考え方ということでございます。それと後、基金の取り崩しのあり方ということで、まず、この件につきまして

御説明をさせて頂きたいと思います。

当組合で、これまでも基金を考える中で、一応決まりというものはございませんが、約3億円程度の基金を持って緊急的なものに対しての大きな支出が負担した場合には、これらを活用した中で使用して行くということを考えておったのが、これが原点にあります。今回がそういうことで各市町の財政とも協議をさせて頂いたんですが、その中で基金の取り崩しということで行いました。

後、分担金及び負担金と手数料ということになりますが、椎名議員さんの申されるとおり市町の負担にするのか、住民の負担にするのか、いずれに致しましても分担金の方につきましては、皆さんの税金ということでの賄いということになるかなというように考えております。ですからその辺につきましては今後、研究課題ということにさせて頂いて、その辺のあり方についてはまた、管理者とも協議を進めながら市町の財政とも話を進めながらこの辺のところにつきましては、御意見があるということを十分踏まえて研究をさせて頂ければと思っております。

それと後、放射線の関係でございまして現在、測定のために1万円掛かって来たということでもありますけれども、先ほど説明の中で話しをさせて頂いたつもりでおったんですが、今現在、国の方の補助というのはございまして。ですからそれにつきましては、今後検討して行かなければいけないと思っております。

平成23年度も、その中で使用して来た訳ですから、使用料を支払っていますので、手数料を支払っておりますので、その辺につきましては今後も含めて検討、県と協議、国と協議しながら進めて行きたいと思っております。

今現在はですね、先ほどちょっとお話をしましたが、国の方で免除申請を出しました。これにつきましては、毎回やらなくても良くなりました。ということで現在この件につきましては、任意で行うことになるかなとい

うように考えております。

この辺は、任意ということになりますので、これが該当するかどうかということは、今後、国、県との協議を進めて行く中での請求となるかなというように考えております。以上でございます。

椎名議員 はい、議長。

議長 はい、椎名議員。

椎名議員 関連しているんですけども、各市町の分担金の計算式については、資料があるんですが、これちょっと傾向を見ますとですね、御利用したところの方が少なくなるのかな、利用した方が多くなるのか、そうですね。そういう計算式になっていますけれども、この中で匝瑳市の場合が、他の町よりも負担得割合が少ないのですね、私がちょっと計算したのでは、匝瑳市91%位、3年間のちょっとね減少率といいますか、大したこと無いんですけども匝瑳市がちょっと少ないというのは、何か匝瑳市、地元とか色々あって配慮する他の別の考えがあるのかどうか、あれば伺いたいと思います。

それと先ほどの追加の質問になりますけれども、放射線の測定については、私は、毎回やるべきだと思うんですよ、で費用は国が出してくれば国、東電が出す仕組みならば、東電が出すというのを明確にして費用を負担して頂くと、で何故かといいますと乾燥した北風の北東ですか、北東の風の時には、この辺の色んな測定器でちょっと測っても数値が上がるんですよ。

新たな滞積蓄積するものが、無いのかもしれませんが今、皆さん測定器を皆持つようになりましたので、そういうので上がっているという心配、それと検査をしました変化はありませんとか、他所と比べても問題ありませんよ、とデータを毎回とることが、安心安全とか色んなところにつながって来ると思いますので是非お願いしたいと思います。

事務局長 はい、議長。

議 長 はい、事務局長。

事務局長 今、椎名議員の御質問でございますが、まず分担金負担金割合の匝瑳市の件でございますけれども匝瑳市、今人口が減少ということで、その人口割りあるいは基本割となる訳ですが、人口割りの計算で行きますと若干減少になるかというように思います。

その分、負担割合的に100%で割り算して行きますので多少、町の方の負担が増えて来る可能性があるということでもあります。

それと放射線につきましては、現在測定をさせて頂いておりますが、セシウム134と137、これ合せた数値ということになりますが、216から410とい数値が出ております。これにつきましては、そのような内容ということで国の方の許可を頂いて免除ということになりました。

やらないということでは無くて、今現在この測り方が、業者に出すか自分のところで行うかということになる訳ですけれども、当組合においても測定器を購入してございますので、それで毎回測っております。

毎週火曜日に空間線量につきましては、測っておりますが、後、焼却灰につきましても国の24年1月1日施行される前から業者の方も運搬にあたっては、やはり放射能をさげたいということで測ってくれということが言われております。

私どもも毎回それを測っております。業者の方も、自分のところに持って行かして、それでまた下ろす際に測ると、二重三重のチェック機能を持って今現在、焼却灰については測っております。ですから今後もこの焼却灰の数値については、委託した場合と私どもで実際測っている数値が、あまり差が無いということから私どもの方の測定器でも測れるのではないかとということで、それについては、継続をして行きたいと考えております。

それと排ガス測定ということで煙突から出る測定、これもですね実施致しました。実施しましたら全部不検出ということになっておりますので、この辺御報告をしたいというように思います。

それと放流水、それと地下水でございますが、これらにつきましても一応、不検出という状況で検査結果が出ておりますので、御報告をさせていただきます。今後もこの排ガス測定を含めまして放流水、地下水あるいは焼却灰ということで検査を進めて行きたいと考えております。以上です。

議 長 他にございませんか。

行木議員 はい、議長。

議 長 はい、行木議員。

行木議員 それでは、山桑メモリアルホールの火葬の方でございまして10頁、御覧いただきまして11節ですね、修繕費ということでございまして、こちらカーペットの交換でしたね、カーペット非常にですね、きれいにしてもらうのも非常によろしいのですけれども私も長くですね、メモリアルホールが出来たころから中庭、玄関、中庭です。

そちらのです身体障害者用と聖職者用ですね、駐車場確保でございますけれどもそれはと申しますと非常に駐車場から上の坂を上がってですね、広場まで非常に遠い訳ですね、身体障害者の方もですね、是非、何台か利用できるですね、これはもう長く言っている訳ですよ、カーペット何処ろでは無いんですよ、是非研究して頂きますね、成田のイオンさん非常にパーキングね、行ったことありますよね、身体者障害者用ですね、良い駐車場になっているわけです。

是非、メモリアルホールさんもですね、是非、狭いかもしれませんが、研究致しまして、是非そちらも改修設置をして頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

事務局長 はい、議長。

議 長 はい、事務局長。

事務局長 今、行木議員から御質問のありました、山桑メモリアルホールの修繕関係でございますが、まず1点目中庭に障害者用駐車場とそれから聖職者の駐車場の確保ということで、以前より御要望が出ているとことございま

す。

これにつきましては、私どもも現在、調査研究を進めておりまして障害者の方これにつきましては、一応申し出をして頂いて、その場所一区画を1台なり2台なりの場所を確保するように、その時だけでございますが、若干問題を解決出来るように研究をしているところでございます。

後、聖職者につきましては、聖職者の方とのお話し合いもさせて頂きながら今後もしばらくお待ち頂いて、調査研究をさせて頂ければと思います。

ここで、やはり問題にひとつつながったのが作ることによってどの様な影響が出てくるのかということで、まず一点ございまして、そうなりますとやはりロータリーから下に降りる段差の部分、これをどうして行くのか、ちょっと全体的に平らであれば良いのですが、そこでの交通事故的なものの発生とか、色々考えて行かなければいけないということで若干まだ、回答が出来ておりません、申し訳ございませんが、これからも検討させて頂いて、調査研究ということでお願いしたいと思います。以上でございます。

行木議員 はい、議長。

議長 はい、行木議員。

行木議員 今、お聞きしますと身体障害者の部分が、かなり進んでいるようなことですね、そうしましたら障害者の方を先に進めて頂きまして、必ず駐車場置き場という感じなので誰でも分かる身体障害者ですね、お分かりなるような看板というか、しるしをですよね、駐車場、身体障害者用の駐車場ですよね、そのようなものを設置して頂いて、予約してどうのこうののでは、どうしようも無いと思いますので、その辺をもっともっと研究して頂きたいと思います。以上です。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局長。

事務局長 御意見を頂きましたので、管理者とも相談しながら、また、鋭意研究をしたいというように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声)

議長 お諮りいたします。ただいま、なしの声が出ましたので議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

事務局長 はい、議長。

議長 事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、御説明を致します。

次の頁をお開き頂きたいと思えます。先ほど御説明致しました、予算書歳入、第1款分担金及び負担金に係る内容となります。

算出の根拠となります市町の負担割合でございますが、火葬事業費で、基本割が20%、人口割が20%、利用割が60%となります。清掃事業費につきましては、基本割が30%、利用割が70%と基本的に平成23年度と同じ割合となります。

事業費につきましては、歳出、歳入を積算しまして負担金を確定して火葬事業費と清掃事業費に配分していることとなります。

歳出予算額753,627千円の内、負担金の占める割合は、69%で520,024千円となります。この内、火葬場事業費で31.1%、これは配分金額に対しての割合となりますが、161,523千円、清掃事



業費で配分金額に対して68.9%、358,501千円の配分内容となります。

表の中の平成24年度火葬場事業費に関する調書でございますが、火葬場事業費は全体で186,679千円となる予算計上でございますが、この内、使用料と諸収入の見込み額25,156千円を除く、161,523千円これが負担金額となります。

支出につきましては、第3款の衛生費を除く火葬事業費と公債費に割り当てることとなります。公債費については、火葬場建設に係る償還分ということとなります。

次に表内の清掃事業費に関する調書でございますが、清掃事業費は全体で566,948千円となる予算計上でございますが、この内、手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入の見込み額208,447千円を除く、358,501千円これが負担金額となります。

支出につきましては、第1款議会費から第5款予備費に割り当てることとなります。第4款公債費は、ごみ処理施設建設に係る償還分ということとなります。以上が説明でございます。議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。御意見等は、ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ただいま、なしの声が出ましたが、お諮りいたします。

議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第2号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

事務局長 はい、議長。

議長 事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について御説明をいたします。

千葉県市町村総合事務組合は、千葉県内の団体の共同処理に係る事務処理を規約に基づいて行っているところであります。

新旧対照表を御覧頂きたいと思えます。上の覧が改正案、下の覧が改正前の現行ということになります。

規約第3条中に、新たに松戸市と銚子市の事務処理の追加依頼がありまして、これを一部改正するものということになります。

松戸市においては、第3条第1項第3号、この内容ですが議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する事務ということになります。

それと第3条第1項第4号の内容でございますが、学校医等の公務災害補償に係る事務ということで、この2つの項目に新たに追加されるということになりますので、その規約を改正ということになります。

それと銚子市につきましては、第3条第1項第11号に係る内容ということになりまして、内容は公平委員会に関する事務ということになります。

これが新たに追加されることによりまして、規約を改正ということになります。

この2つ、松戸市と銚子市がこれらの第3条第1項第3号と第3条第1項第4号、それと第3条第1項第11号この3つの項目に変更が生じますので改正をさせて頂くという内容でございます。

第3条第1項第3号議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する事務、この加入団体数が、松戸市が加わることによりまして32市、

18町村、38組合、1広域連合の89団体ということになります。

また、第3条第1項第4号学校医等の公務災害補償に関する事務に加入する団体数でございますが、松戸市を含めまして32市、18町村、1組合の51団体に変更になります。

さらに第3条第1項第11号の公平委員会に関する事務に加入する銚子市、これを含めまして団体数が30市、18町村、30組合、1広域連合の79団体という状況に変わります。以上でございます。

議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに質疑を許します。御意見等はございますか。

(「なし」の声)

議長 お諮りいたします。

議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第3号の質疑は打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

議長 続いて、日程第11の討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

議長 お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

議長 これより、日程第12の各議案の採決に入ります。

議案第1号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

議長 挙手全員。全員賛成でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

議長 全員賛成、全員賛成でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

議長 全員賛成でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

議員の皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

これをもちまして、平成24年3月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

【開会：午前11時35分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

鈴木唯夫

臨 時 議 長

加瀬芳廣

会議録署名議員

加瀬芳廣

会議録署名議員

山崎剛